

○「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) <u>第一条</u> 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額</u>(<u>(7) に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u>の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。	別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生</u>

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

（新設）

<u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費</u>	<u>（新設）</u>

等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給
付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相
当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるための
ものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は
再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る
収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収
入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含む
ものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経
常的なものに限る。）に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

第二条 前条第 1 号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保
険法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 2 9 項に規
定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第
4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービス
に係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自
費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等
の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために
直接必要な経費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

（新設）

別添 2

租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名
住 所

租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。

別添 2

租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名
住 所

租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 2

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進

9年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

（新設）

（新設）

事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(3) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額

（新設）

(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるとときは、50 万円を限度とする。）

（新設）

(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（新設）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

（新設）

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の
反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除
く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受
けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」とい
う。）のうち、医療保健業務に係るもの

※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第 8 条
第 2 8 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 2 9 項に規定する介
護医療院の業務並びに医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 4 2 条
各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係
る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

2（略）

3 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金
額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものと
し、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なも
のに限る。）に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内であること。

4～6（略）

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

（新設）

（新設）

2（略）

3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費
患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給
与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必
要な経費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内であること。

4～6（略）

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

○「租税特別措置法施行令第39条の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 医療保健業務による収入金額の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）					
○ 本来業務に係る収入金額の明細					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
		社会保険診療			
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
助産					
介護事業					
障害福祉事業					
補助金等					
自由診療等					
合計		社会保険診療			
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

改 正 前						
					付表1	
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類						
申請者名 _____						
住 所 _____						
以下のとおり相違ありません。						
1 診療収入の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）						
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合	
	社会保険診療	円	円	円	%	
	労災保険診療					
	健康診査					
	予防接種					
	助産					
	介護事業					
	障害福祉事業					
	自由診療等					
		社会保険診療				
		労災保険診療				
健康診査						
予防接種						
助産						
介護事業						
障害福祉事業						
自由診療等						
		社会保険診療				
		労災保険診療				
	健康診査					
	予防接種					
	助産					
	介護事業					
	障害福祉事業					
	自由診療等					

改 正 後					
○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細					
施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細					
	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	③ %
	労災保険診療			④ 円	④ %
	健康診査			⑤ 円	⑤ %
	予防接種			⑥ 円	⑥ %

改 正 前					
合計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	自由診療等			⑧	
計					100%

改 正 後					
	助産			⑦	⑩
	介護事業			⑧	⑬
	障害福祉事業			⑨	⑭
	補助金等			⑩	⑰
	自由診療等			⑪	
	計				100%
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細					
医療保健業務以外の業務を行う施設名等		医療保健業務以外の業務に係る収入金額			
合計		⑫		円	
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		⑭	円
(記載上の注意事項)					
○ ⑤が⑭と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
		円			円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		⑯	円
(記載上の注意事項)					
○ ⑥が⑯と一致すること。					

改 正 前					
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。					
(2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。					
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		⑯	円
(記載上の注意事項)					
○ ③が⑯と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
		円			円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		⑰	円
(記載上の注意事項)					
○ ④が⑰と一致すること。					

改 正 後			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	㉓ 件	㉔	円
分娩件数(㉓)×50万円		㉕	円
(記載上の注意事項) ○ ㉗が㉔又は㉕の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉙	円
(記載上の注意事項) ○ ㉘が㉚と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉚	円
(記載上の注意事項) ○ ㉙が㉚と一致すること。			

改 正 前			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	㉒ 件	㉑	円
分娩件数(㉒)×50万円		㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉑又は㉔の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉑と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉔と一致すること。			

改 正 後	
9 補助金等に係る収入の明細	
補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合 計	㊸ ㊹
(記載上の注意事項)	
○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。	
○ ⑩が㊸と一致すること。	
添付書類	
(略)	

[illegible]

改 正 後				改 正 前					
付表2				付表2					
証 明 願 記 3 に 係 る 添 付 書 類				証 明 願 記 3 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____				申請者名 _____					
住 所 _____				住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。				以下のとおり相違ありません。					
本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細(自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)				経費の額等の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B	病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
						医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用(投薬 費を含む)	合計	
	円	円	%		円	円	円	円	%
			%						%
			%						%
合 計	①	②	%	合計	①			②	%
(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。 ② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。 ③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。				(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。 ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医療収益」の合計額と一致すること。 ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医療費用」の合計額と一致すること。					
添付書類				添付書類					
(略)				(略)					

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。</u>	第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者</u>

※ <u>医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和 7 年 3 月 31 日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。</u> <u>また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。</u> <u>(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額</u> <u>(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）</u> イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診</u>	<u>特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第 77 条及び第 78 条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）</u> <u>（新設）</u> イ <u>「社会保険診療」とは、租税特別措置法第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報</u>
--	--

療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 10 分の 10 以下の場合に限る。）を含む。）

- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含むものであること。

- ロ 「健康増進事業」とは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限るものであること。

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

(ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

(ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

(ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定

ハ <u>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額</u> ニ <u>助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）</u> ホ <u>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u> ヘ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療</u>	<u>により市町村が行う健康診査</u> <u>(リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断</u> <u>(ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u> ハ <u>「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</u> <u>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</u> <u>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</u> ニ <u>「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。</u> ホ <u>「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。</u> <u>（新設）</u>
---	---

<u>養介護医療費の支給、同法第 7 7 条及び第 7 8 条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 2 4 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 2 4 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	
<u>ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの</u>	<u>（新設）</u>
<u>なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。</u> <u>(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査</u> <u>(ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査</u> <u>(ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査</u> <u>(ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査</u> <u>(ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連</u>	<u>（新設）</u>

<u>合会が行う健康診査</u> <u>(ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査</u> <u>(ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断</u> <u>(チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査</u> <u>(リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断</u> <u>(ス) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u> (7) (略) (8) <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。</u>	(7) (略) (8) <u>医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）</u> <u>「医療診療」とは、社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいい、これにより「収入する金額」とは、</u>
---	--

第3～第6（略）	<u>損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。</u> <u>「患者のために直接必要な経費の額」とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。</u> 第3～第6（略）
----------	---

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法 人 名 : _____ 代 表 名 : _____ 住 所 : _____ 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 <u>医療保健業務に係る</u>収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <u>○ 本来業務に係る収入金額の明細</u> <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合		社会保険診療	円	円	円	%	別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法 人 名 : _____ 代 表 名 : _____ 住 所 : _____ 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th><u>診療</u>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合		社会保険診療	円	円	円	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				

	その他				
	計			①	100.0%

	計				
合 計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	その他			⑧	
	計				100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				

	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細					
	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
合	社会保険診療			③	⑬

計	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益(社会医療法人に限る。)にかかる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑳ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉒と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	㉓ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉔が㉕と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入 合計	<u>②②</u> 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②②と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>係</u> <u>る</u> 収入	<u>②③</u> 件	<u>②④</u> 円
分娩件数 (<u>②③</u>) × 50万円		<u>②⑤</u> 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入 合計	<u>①⑦</u> 円

(記載上の注意事項)

○ ④が①⑦と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>か</u> <u>かる</u> 収入	<u>①⑧</u> 件	<u>①⑨</u> 円
分娩件数 (<u>①⑧</u>) × 50万円		<u>①⑩</u> 円

(記載上の注意事項)

○ ⑤が①⑨又は①⑩の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②①と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉔と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉕ 円

(記載上の注意事項)

○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

○ ㉑が㉕と一致すること。

8 (略)

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉖ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉖と一致すること。

8 (略)

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額</u>	<u>本来業務に係る費用の額</u>	割 合 A／B
	<u>(A)</u>	<u>(B)</u>	
	円	円	%
			%
			%
合 計	<u>㉔</u>	<u>㉕</u>	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 医療に係る経費等（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額</u> <u>(A)</u>	<u>患者のために直接必要な経費の額</u>			割 合 A／B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</u>	<u>合計</u> <u>(B)</u>	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	<u>㉖</u>			<u>㉗</u>	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉗が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 <u>また、MCDBにおいて、Web 画面上の様式に直接情報を入力する方法によることも可能とすること。</u> なお、<u>MCDB</u>から様式をダウンロードする手順、<u>様式をアップロードする手順及びWeb 画面上の様式に直接情報を入力する手順</u>については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>都道府県</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療機関等情報支援システム（G-MIS）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 なお、<u>G-MIS</u>から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>自治体</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）

改正後				改正前			
様式 4－1				様式 4－1			
法人名		※医療法人整理番号		法人名		※医療法人整理番号	
所在地				所在地			
損 益 計 算 書 (自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)				損 益 計 算 書 (自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)			
(単位：千円)				(単位：千円)			
科 目		金 額		科 目		金 額	
I 事業損益				I 事業損益			
A 本来業務事業損益				A 本来業務事業損益			
1 事業収益		×××		1 事業収益		×××	
2 事業費用				2 事業費用			
(1)事業費		×××		(1)事業費		×××	
(2)本部費		×××		(2)本部費		×××	
本来業務事業利益		×××		本来業務事業利益		×××	
B 附帯業務事業損益				B 附帯業務事業損益			
1 事業収益		×××		1 事業収益		×××	
2 事業費用		×××		2 事業費用		×××	
附帯業務事業利益		×××		附帯業務事業利益		×××	
C 収益業務事業損益				C 収益業務事業損益			
1 事業収益		×××		1 事業収益		×××	
2 事業費用		×××		2 事業費用		×××	
収益業務事業利益		×××		収益業務事業利益		×××	
事業利益		×××		事業利益		×××	
II 事業外収益				II 事業外収益			
受取利息		×××		受取利息		×××	
その他の事業外収益		×××		その他の事業外収益		×××	
III 事業外費用				III 事業外費用			
支払利息		×××		支払利息		×××	
その他の事業外費用		×××		その他の事業外費用		×××	
経常利益		×××		経常利益		×××	
IV 特別利益				IV 特別利益			
固定資産売却益		×××		固定資産売却益		×××	
その他の特別利益		×××		その他の特別利益		×××	
V 特別損失				V 特別損失			
固定資産売却損		×××		固定資産売却損		×××	
その他の特別損失		×××		その他の特別損失		×××	
税引前当期純利益		×××		税引前当期純利益		×××	
法人税・住民税及び事業税		×××		法人税・住民税及び事業税		×××	
法人税等調整額		×××		法人税等調整額		×××	
当期純利益		×××		当期純利益		×××	
(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。				(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を 示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。			

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号）の別添 5 の一部改正
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記	別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。